

総合取引約款

(下線部 _____ は変更を示します。)

(2024 年 9 月)

新	旧
<p>(総合取引開始の手続き)</p> <p>第 4 条 新たに総合取引を開始するときは、当社所定の総合取引申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入・<u>入力</u>し、当社が別に定めるお客様の場合は押印のうえ、当社所定の書類を添付して提出してください。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>(総合取引開始の手続き)</p> <p>第 4 条 新たに総合取引を開始するときは、当社所定の総合取引申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、当社が別に定めるお客様の場合は押印のうえ、当社所定の書類を添付して提出してください。</p> <p>2～6（略）</p>
<p>(注文)</p> <p>第 9 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 買付・解約注文の受付時限は、当該投資信託受益権の投資信託約款または目論見書に別に定めがある場合を除き、午後 3 時 <u>30 分</u>とします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙またはその他やむを得ない事由がある場合は、翌営業日以降の注文として受け付けることがあります。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>(注文)</p> <p>第 9 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 買付・解約注文の受付時限は、当該投資信託受益権の投資信託約款または目論見書に別に定めがある場合を除き、午後 3 時とします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙またはその他やむを得ない事由がある場合は、翌営業日以降の注文として受け付けることがあります。</p> <p>4～7（略）</p>

新	旧
<p>(総合取引の解約)</p> <p>第 17 条 次の各号いずれかに該当する場合、総合取引の契約は解約されます。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) <u>不適切もしくは非合理的取引または当社に過大な負担が生じる取引を繰り返す行為、威圧的な言動、またはその他迷惑行為など当社の業務遂行に支障をきたす等として、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p><u>(10) 信頼関係の毀損、取引継続の困難またはその他の</u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>	<p>(総合取引の解約)</p> <p>第 17 条 次の各号いずれかに該当する場合、総合取引の契約は解約されます。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>
<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 9 条第 3 項に規定する受付時限は、2024 年 11 月 5 日以降に適用し、それ以前は従前の通り (午後 3 時) とします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

以上